

緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書

地震や津波、そして台風、豪雨等の自然災害は、近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

緊急防災・減災事業債は、地方債充当率が100%で、そのうち地方交付税への交付税算入率が70%となっており、多くの地方公共団体が、本事業債の積極的な活用により、様々な自然災害リスクから住民の生命と財産を守る対策に取り組んでいる。

しかしながら、本事業債は令和7年度をもって終了することから、各地方公共団体では、今後の防災・減災対策への必要な財源をいかに確保するかという課題に直面している。

また、現時点で起債の対象となっていない事業については、防災・減災対策に資する事業を着実に進める上で大きな不安材料となっている。

よって、地方公共団体が住民の生命と財産を守るため、継続して幅広い防災・減災対策を推進することができるよう、国においては、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置とされているが、令和8年度以降も制度を継続すること。
- 2 防災・減災対策に資する起債対象事業の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

静岡県下田市議会

衆議院議長 殿 参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿 財務大臣 殿
国土交通大臣 殿